

別記1 宇和海を操業区域とする知事許可漁業における制限措置  
(県外入漁を除く)

知事許可漁業の種類	漁業種類	許可等をすべき船舶等の数	船舶の総トン数及び推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	知事許可漁業を営む者の資格
中型まき網漁業	ぶりまき網漁業	6隻	6ト未満 450キワット (旧馬力90) 以下  6ト以上 10ト未満 540キワット (旧馬力120) 以下  10ト以上 15ト未満 670キワット (旧馬力160) 以下	西予市明浜町大崎鼻灯台中心点と大分県沖無垢島頂上とを結んだ直線より南の宇和海	1.1～ 12.31	西宇和郡伊方町、八幡浜市、西予市、宇和島市又は南宇和郡愛南町に漁業根拠地を有する者であって、愛媛県知事から中型まき網漁業(総トン数15ト未満の船舶を使用するいわし、あじ、さばまき網漁業に限る。)の許可を受けている者 (宇和海に限る。)
		10隻	15ト以上 20ト未満 890キワット (旧馬力190) 以下	西予市明浜町大崎鼻灯台中心点と大分県沖無垢島頂上とを結んだ直線より南の宇和海	1.1～ 12.31	西宇和郡伊方町、八幡浜市、西予市、宇和島市又は南宇和郡愛南町に漁業根拠地を有する者であって、愛媛県知事から中型まき網漁業(総トン数15ト以上の船舶を使用するいわし、あじ、さばまき網漁業に限る。)の許可を受けている者 (宇和海に限る。)
機船船びき網漁業	いわし、あじ、さば機船船びき網漁業	10隻	5ト未満 80キワット (旧馬力25) 以下	1 漁業根拠地の共同漁業権漁場区域内 2 北緯33度20分以北の宇和海 ただし、共同漁業権漁場区域及び西宇和郡伊方町佐田岬灯台中心点と大分県関崎灯台中心点とを結んだ直線と西宇和郡伊方町童子鼻と大分県高島東端とを結んだ直線との間の宇和海を除く。	1.1～ 12.31	西宇和郡伊方町瀬戸に漁業根拠地を有する者 (宇和海に限る。)
		26隻	5ト未満 80キワット (旧馬力25) 以下	1 漁業根拠地の共同漁業権漁場区域内 2 北緯33度20分以北の宇和海 ただし、共同漁業権漁場区域及び西宇和郡伊方町佐田岬灯台中心点と大分県関崎灯台中心点とを結んだ直線と西宇和郡伊方町童子鼻と大分県高島東端とを結んだ直線との間の宇和海を除く。	1.1～ 12.31	西宇和郡伊方町伊方に漁業根拠地を有する者 (宇和海に限る。)
		2隻	5ト未満 80キワット (旧馬力25) 以下	1 漁業根拠地の共同漁業権漁場区域内 2 北緯33度20分以北の宇和海 ただし、共同漁業権漁場区域及び西宇和郡伊方町佐田岬灯台中心点と大分県関崎灯	1.1～ 12.31	八幡浜市保内町に漁業根拠地を有する者 (宇和海に限る。)

知事許可 漁業の種 類	漁業種類	許可等 をすべ き船舶 等の数	船舶の総トン 数及び推進機 関の馬力数	操業区域	漁業時期	知事許可漁業を 営む者の資格
				台中心点とを結んだ直線と西宇和郡伊方町 童子鼻と大分県高島東端とを結んだ直線と の間の宇和海を除く。		
		11 隻	5ト未満 80キワット (旧馬力25) 以下	1 漁業根拠地の共同漁業権漁場区域内 2 北緯33度20分以北の宇和海 ただし、共同漁業権漁場区域及び西宇和 郡伊方町佐田岬灯台中心点と大分県関崎灯 台中心点とを結んだ直線と西宇和郡伊方町 童子鼻と大分県高島東端とを結んだ直線と の間の宇和海を除く。	1. 1～ 12. 31	八幡浜市八幡浜に漁 業根拠地を有する者 (宇和海に限る。)
		2 隻	5ト未満 80キワット (旧馬力25) 以下	1 漁業根拠地の共同漁業権漁場区域内 2 北緯33度20分以北の宇和海 ただし、共同漁業権漁場区域及び西宇和 郡伊方町佐田岬灯台中心点と大分県関崎灯 台中心点とを結んだ直線と西宇和郡伊方町 童子鼻と大分県高島東端とを結んだ直線と の間の宇和海を除く。	1. 1～ 12. 31	西予市三瓶町に漁業 根拠地を有する者 (宇和海に限る。)

備考 知事許可漁業を営む者の資格において漁業根拠地を市町名としている場合は、当該市町に位置するそれぞれの漁業根拠地を示すものとする。